

クリーニング所確認票

		項 目	結 果
審査基準	施設	1 洗場については、床が、不浸透性材料（コンクリート、タイル等汚水が浸透しないものをいう。）で築造され、これに適当な勾配と排水口が設けられていること。（法第3条第3項第4号）	
		2 作業場は、隔壁等により居室、台所、便所等及び他の営業施設と区分し、他の用途と併用しないこと。（条例第3条第1号）	
		3 洗い場及び仕上場の床面積は、それぞれ9.9平方メートル以上とすること。（条例第3条第6号ア）	
		4 仕上場の床は、板又は不浸透性材料を使用し、清掃しやすい構造とすること。（条例第3条第6号イ）	
		5 仕上場の天井は、じんあいの落ちない構造とすること。（条例第3条第6号ウ）	
	設備	1 営業者は、洗たく物の洗たくをするクリーニング所に、業務用の機械として、洗たく機及び脱水機をそれぞれ少くとも1台備えること。ただし、脱水機の効用をも有する洗たく機を備える場合は、脱水機は、備えなくてもよい。（法第3条第2項）	
		2 作業場は、換気、採光及び照明を十分にすること。（条例第3条第2号）	
		3 洗濯に使用する溶剤、洗剤又は薬品の格納設備を設けること。（条例第3条第6号エ）	
		4 洗濯物の霧吹きには、噴霧器を使用すること。（条例第3条第6号カ）	
	洗濯物の区分	1 洗濯物を洗濯又は仕上げを終わったものと終わらないものに区分しておくこと。（法第3条第3項第2号）	
		2 伝染性の疾病の病原体による汚染のおそれのあるものとして厚生労働省令で指定する洗濯物を取り扱う場合においては、その洗濯物は他の洗濯物と区分しておき、これを洗濯するときは、その前に消毒すること。ただし、洗濯が消毒の効果を有する方法によつてなされる場合においては、消毒しなくてもよい。（法第3条第3項第5号）	
		3 洗濯又は仕上げが終わったものと終わらないものとの区分した洗濯物は、それぞれ適当な設備又は容器に格納し、その使用区分を表示すること。（条例第3条第3号）	

	テトラクロロエチレン	1 テトラクロロエチレンの貯蔵場所は、直射日光を避け、雨水の浸入を防止し、かつ、テトラクロロエチレンの地下への浸透及び周囲への流出を防止することができる構造とすること。（条例第3条第7号ア）	
		2 テトラクロロエチレンの貯蔵用の容器は、密閉することができる構造とし、その材料は、耐溶剤性の金属又は合成樹脂とすること。（条例第3条第7号イ）	
		3 テトラクロロエチレンを含む排液を処理するための装置を設けること。ただし、当該排液を他の方法により適正に処理できる場合は、この限りでない。（条例第3条第7号ウ）	
		4 テトラクロロエチレンを使用する洗濯機の処理能力の合計が30キログラム以上である場合は、脱臭時に排出するテトラクロロエチレンの回収装置を設けること。（条例第3条第7号エ）	
		5 テトラクロロエチレンを含む汚染物の保管場所及び保管用の容器は、条例第3条第7号ア及びイに掲げる措置に準じたものとする。（条例第3条第7号オ）	
確認事項	衛生措置	1 洗濯物をその用途に応じ区分して処理すること。（法第3条第3項第3号）	
		2 洗濯に使用する水は、清潔な水とすること。（条例第3条第6号オ）	
		3 ねずみ、昆虫等の防除を行うこと。（条例第3条第6号キ）	
	その他	1 営業者は、洗濯物の受取及び引渡しをするに際しては、苦情の申出先となるクリーニング所の名称、所在地及び電話番号を店頭に掲示しておくとともに、洗たく物の受取及び引渡しをしようとする際に、当該掲示事項を記載した書面を配布すること。（法第3条の2第2項、省令第1条の2第1号）	
		2 営業者は、クリーニング所（洗たく物の受取及び引渡のみを行うものを除く。）ごとに、1人以上のクリーニング師を置くこと。ただし、営業者がクリーニング師であつて、自ら、主として一のクリーニング所においてその業務に従事するときは、当該クリーニング所については、この限りでない。（法第4条）	